

私的録画に係る「補償すべき範囲」に関するこれまでの議論

(平成30年度本小委員会第1回及び第2回の主な意見)

1. 放送波を最初に録画する部分について、「補償すべき範囲」に含めるか否か（いわゆる「タイムシフト」の扱いについて）

(損害について)

- いわゆる「タイムシフト」目的の私的複製については、リアルタイムで視聴されることによる経済効果が録画での視聴によって減少するのといった観点で議論することも一つの方向ではないか。
- 定量的な証明は難しいが、CMによっては、広告主が即時性を求めてCM枠を購入し放送されているものもあり、リアルタイムで視聴されないことによる経済的不利益がないとは言い切れない。
- CMに関する不利益は、権利者が被る不利益ではないのではないかと。誰にとっての不利益なのかを見極めた上で議論する必要がある。
- 無料放送はリアルタイムで視聴することが前提のモデルであり、放送事業者による番組制作費の捻出に影響。また、ハードディスクに録画物を残すということによりビデオライブラリ化することがあれば、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストに違反することになるというのが現行補償金制度の立法趣旨である。
- タイムシフトにより視聴者は利便性を享受している一方、権利者は2次的なビジネスチャンス（再放送・見逃し配信等）を失い、経済的な不利益がある。
- タイムシフトにより視聴者が増えた方が権利者にとってはよいことなのではないか。
- 必ずしも権利者に不利益が生じないとはいえないから補償が必要である、ということではなく、程度問題ではないか。

(複数番組の録画について)

- 現行の補償金制度導入後も録画技術は大きく変化しており、現在は複数チューナで同時に複数番組を録画可能である。これは「タイムシフト」といえるのか。
- 録画の前に番組を選択していたのが、複数番組の録画後に選択することになっただけであり、タイムシフトの意味合いは変わらないのではないかと。また、「タイムシフト」は時間をずらすことなので、複数番組か否かは関係ないのではないかと。
- 複数番組の録画は「タイムシフト」かということよりも、単数番組の録画に比べて、補償金額の決定において差が生じるものと考えられるものである。

(バランスのとり方について)

- 我が国の著作権法における私的複製の規定（30条1項）は、諸外国に比べてユーザーにとって優しい規定であるが、デジタル時代ではそれが立ち行かなくなってきたので、クリエイターの利益とユーザーの利益の調和のため、従来のアナログ時代と同じような広範な私的複製を許す代わりに、補償金という形で間接的に補償することとしたのが補償金制度（30条2項）の立法趣旨である。
- 「補償すべき範囲」について議論をするには、クリエイターへの対価還元の論点も含め、具体的な制度設計までつながった話をしなければいけないのではないか。フェーズごとの話だけでは、全体の制度設計はできないのではないか。

2. 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、「補償すべき範囲」に含めるか否か（DRMと私的録画について）

- 平成19年の総務省情報通信審議会の中間答申においては、コンテンツを尊重（リスペクト）し、適切に保護すること、及び、クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することを基本的な姿勢としつつ、「ダビング10」の導入が提言されたが、平成20年の同審議会の中間答申においては、文化審議会における補償金制度の審議について早期の合意形成を期待しつつも、その在り方自体は同審議会の検討対象とはならないと明記されている。
- 「ダビング10」が提言された平成19年当時は、補償金制度が機能していたので、どの権利者も「コピーネバー」について言及しておらず、また、権利者が「ダビング10」を選択したわけでもない。
- 権利者がDRMを選択できるということを、複製しても良いとのライセンスがあるかのように評価して、私的複製の範囲から外すということは無理がある。他方で、DRMの範囲内で対価を取っている場合はライセンスになる。
- 補償金制度導入時は、コピーは複数作ることができるが、孫コピーは作れないという前提であった。
- 補償金制度導入時と比べて、現在はコンテンツホルダーが選ぶ流通チャネルが非常に多様化しているという視点も必要なのではないか。
- 公共的な放送について私的複製ができるのは当然である。また、DRM規格が組み込まれた機材の購入や再録画の制限など、消費者は不便さを強いられている。消費者は10回も録画は行っていないからこそ、全く不要なDRMであり、DRM自体にそもそも反対である。DRMは権利者のために組み込まれているのだから、DRMがある以上、補償金は不要というべき。DRMが無くなるのであれば、きちんとした補償金をと

いう議論に乗ることができる。

- ダビング 10 という DRM は、10 回も録画を行っていないという実態を踏まえると、消費者の複製回数の制限を行うものではなく、10 回という上限以上の複製を防止するという性格のものと捉えるべき。
- 洋画の製作・配給会社は、4Kクオリティのコピーを非常に重く見ており、本年 12 月 1 日から始まる新 4K 8K 衛星放送の有料チャンネルにおける放送権の販売条件として「コピーネバー」の運用を強く求めている会社もあると聞いている。映画関係者は新 4K 8K 衛星放送（有料放送）において「コピーネバー」の運用を可能とすることを求めているが、補償金制度が形骸化している状況を鑑みれば致し方ないと考えている。
- 本来は権利者にリターンがあるべきだが、それがないのであれば全部止めてしまえという方向に走ってしまうと、負のスパイラルになってしまい非常に好ましくない。個別課金となると、ユーザーの個別の録画状況を他者に見られることになるので、そのようなことをせずに、プライバシーの侵害もなく、家庭内には法が入らない形で自由に録画ができ、かつ権利者にきちんとリターンがあるという、補償金制度の精神を生かすような形で議論を進めていく必要があるのではないか。DRM の要否と著作権の議論は切り離して考えるべき。